

USPTO、特許庁手続への代理人資格の見直しなどに関する意見募集を実施

2022年10月28日
JETRO NY 知的財産部
石原、福岡

USPTOは、10月18日付の官報で、出願手続や特許審判部（PTAB）での審理における代理人資格の見直しなどに関する意見を募集すると発表した¹。意見は2023年1月17日まで募集している。意見を求めている内容は以下のとおり。

① USPTO に対する特許出願の代理業務の資格要件等の見直し²

現在、USPTO に対して代理人として手続を行うためには USPTO が行う登録試験（いわゆる Patent Bar Exam）に合格した上で、USPTO に代理人として登録される必要がある。今回の意見募集では、試験の受験資格に関する見直しや意匠（意匠特許）の代理人資格の制度を特許（実用特許）とは別に創設する案について意見を募集している。具体的には次の3点について意見を求めている。

- 受験資格として認められている工学、化学、物理学やコンピュータサイエンス等の学位に加えて他の理系の学位についても受験資格として認めること。
- コンピューターサイエンスの学位として認められる学位の対象を拡大すること。
- 意匠保護の重要性が増しているなかで、特許に関する資格とは別に意匠の代理人資格の制度を創設すること。

② PTAB での審理への参加基準の拡大³

現在の PTAB に関する規則では、PTAB での審理に主任弁護士として参加できるのは、USPTO に登録された代理人のみである。その他の弁護士等の実務家は、許可された場合にのみバックアップの弁護士として参加することができるとされている。今回の意見募集では、審理への参加に関する過度な制限を撤廃し、参加の機会を増やすための規則の改正について意見を募集している。具体的には次の4点について意見を求めている。

- USPTO に登録されていない実務家が審理に参加するために要求されている正当な理由の提示等の要件を緩和すること。
- USPTO に登録されていない実務家が主任弁護士として審理に参加することを認めること。

¹ USPTO seeks public feedback on initiatives to expand opportunities to practice before the agency (USPTO ウェブサイト)

² <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-18/pdf/2022-22569.pdf>

³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-18/pdf/2022-22572.pdf>

- USPTOに登録されていない実務家が審理に広く参加する場合に考慮すべき事項に関する意見。
- 経験の浅い実務家を対象にした研修・育成プログラムに関する意見。

USPTOのVidal長官は、USPTOへの手続のために必要な基準は何かを批判的に考え、その基準を満たす全ての人に門戸を開くことでイノベーションのエコシステムを拡大することができるとしている。

(以上)